

県立学校版
新型コロナウイルス感染防止対策
ガイドライン
～令和4年度～



埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」

令和4年4月
埼玉県教育委員会

目 次

I 感染症対策の徹底について

- 1 児童生徒等への指導
- 2 校内の環境衛生管理
- 3 組織体制の整備

II やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導について

- 1 非常時におけるICT活用
- 2 ICTを活用したオンライン学習等
- 3 指導要録上の取扱い

III-1 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）

- 1 登下校
- 2 各教科等の指導
- 3 昼食
- 4 休み時間・放課後
- 5 図書館
- 6 清掃活動
- 7 学校行事
- 8 部活動
- 9 身体測定・健康診断
- 10 学校説明会等の中高連携

III-2 教育活動上の留意点について（特別支援学校）

- 1 登下校
- 2 各教科等の指導
- 3 給食
- 4 休み時間・放課後
- 5 清掃活動
- 6 進路指導
- 7 学校行事
- 8 訪問教育
- 9 医療的ケア
- 10 寄宿舎の指導

- 11 教育支援プラン
- 12 支援籍、交流及び共同学習
- 13 身体測定・健康診断
- 14 部活動
- 15 学校公開
- 16 就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

IV 進路指導（進学・就職）について（高等学校）

- 1 共通の留意点
- 2 進学指導の留意点
- 3 就職指導の留意点

V 心のケア等に関することについて

- 1 心のケア
- 2 陽性者、濃厚接触者、新型コロナワクチン未接種者に対する偏見や差別、いじめ
- 3 児童虐待への対応

VI 教職員の勤務・サービス、健康管理について

- 1 教職員の勤務・サービス
- 2 教職員の健康管理
- 3 ワクチン接種について

VII 家計が急変した世帯への修学支援について

VIII 陽性者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について

- 1 新型コロナウイルス陽性者発生時の対応
- 2 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）
- 3 学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った際の報告区分
- 4 臨時休業を検討する際の判断要件

IX 臨時休業の考え方について

- 1 基本的事項
- 2 児童生徒の出席停止等
- 3 学校の臨時休業
- 4 保護者への事前の周知
- 5 保健所による積極的疫学調査等が行われない場合の対応

I 感染症対策の徹底について

1 児童生徒等への指導

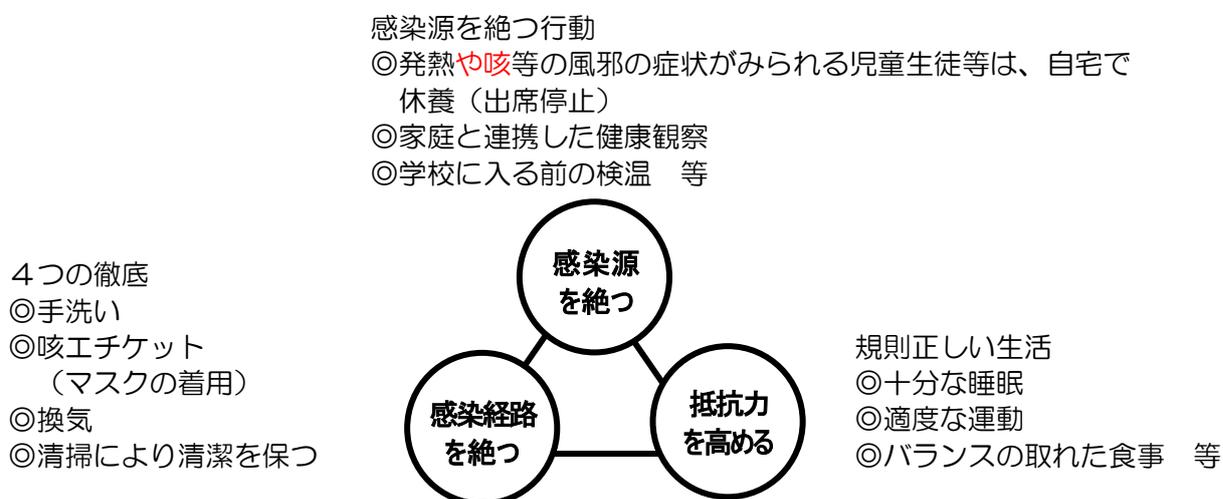
【保健体育課①・福利課】

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8)第2章「学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について」を参照

* 高等学校においては、生徒の生活圏が広がることから、学校外における行動についても自ら感染症対策を意識することができるよう指導すること。

(1) 基本的な感染症対策の実施

ア 感染症対策のポイント



イ 登校の判断

(ア) 事前に家庭に周知（確認）をし、保護者の理解と協力を得ておくこと

a 発熱や咳等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となる。なお、持病がある児童生徒等の登校については、個別の状況に応じて適切に判断すること。その場合、診断書等の提出を求めるとはならない。

b 登校前に検温・健康観察を行う。健康状態が確認できない場合は、学校で検温及び健康観察を実施する。

c 登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ（早退）、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する（出席停止）。

d 早退等緊急時の保護者連絡先及び早退方法を確認しておく。（可能な限り、公共交通機関の利用を避ける。）

e 同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合は登校させないよう協力を依頼する。（出席停止）

(イ) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者の事情をよく伺い、学校の感染症対策について説明する。その上で、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合は、欠席としない（出席停止）などの柔軟な取扱いを検討する。

(ウ) 発熱等の風邪症状で登校できなかった生徒の登校再開の判断

基本的には以下のとおりであるが、必要に応じ学校医等に相談して対応する。

a 感染経路不明の感染者が多発しているような地域においては、熱が下がった後も一定期間自宅にとどまっていたりするような対応を検討する。

b 感染経路の不明な感染者がいないような地域においては、一時的な発熱の後、他に症状もないような場合、健康観察を徹底し、登校させるようにする。

c 当該児童生徒がPCR検査等を受け陰性となった場合、保健所等からの助言を踏まえ、登校の可否について判断する。

◇文部科学省ホームページ「教育活動の実施等に関するQ&A[令和4年2月24日更新]

②感染者が発生した場合や児童生徒等の出席等に関する対応に関すること 問1、問2 参照

ウ 学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) P23 ③登校時に発熱等の症状がみられた場合 参照

◆発熱等体調不良の場合

○かかりつけ医へ受診相談

○受診を迷う場合や受診先がわからない場合

・「埼玉県指定 診療・検査医療機関」とネット検索
→システムで医療機関を調べる。

URL：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/hpsearch.html>

・埼玉県受診・相談センターへ電話相談

電話番号：048-762-8026（午前9時～午後5時30分、土日祝可）

※一般的な質問や相談は「県民サポートセンター（年中無休・24時間対応）」でも可

◆体調不良者への対応具体例

○ 体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。

○ 教職員は、毎時間ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。

○ 体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。

- 生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- 応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。(必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。)

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア マスクの着用

(ア) 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員は、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用する。

ただし、次の場合には、マスクの着用は必要ない。

- a 十分な身体的距離（1 m以上）が確保できる場合
- b 気温、湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日
 - * 熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため
- c 体育の授業（Ⅲ-1-7 参照）
 - * 体育の授業において、身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ないが、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際、十分な呼吸ができなくなるリスクや熱中症になるリスクがない場合は、マスクを着用する。

(イ) 特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクを着用する。

※ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すこと。

◆（参考）フェイスシールド・マウスシールドの活用について

フェイスシールドやマウスシールドは、マスクに比べ効果が弱いことに留意する必要があるとされている。フェイスシールドはしていたがマスクをしていなかった状況での感染が疑われる事例があったことなども踏まえ、感染症対策として、マスクなしでフェイスシールドやマウスシールドのみで学校内で過ごす場合には、身体的距離をとるようにする。

例えば、教育活動の中で、顔の表情を見せたり、発音のための口の動きを見せたりすることが必要な場合には、フェイスシールドやマウスシールドを活用することも一つの方策と考えられるが、この場合には身体的距離をとりながら行う。

◇ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) P40 ①マスクの着用について 参照

イ 「3つの密」の回避の徹底

(ア) 換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底 (常時換気)

- a 気候上可能な限り、常時、対角の窓を同時に開ける
 - ※ 常時換気の場合、全ての窓を全開とするより、対角の窓・戸を開けることが有効。
 - ※ 開ける幅は、二酸化炭素濃度が常時 1500ppm 以下であることを指標とするなど、その教室にあった開け幅を検討する。
 - ※ 難しい場合は 30 分に 1 回以上、少なくとも休み時間ごとに、窓を全開にする。
- b エアコン・暖房の使用時も換気を行う
- c 環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ
- d 冬季においては、室温低下による健康被害が生じないように、児童生徒等に温かい服装を心がけるよう指導し、学校内での保温・防寒目的の衣服の着用について柔軟に対応すること。

◆ (参考) 機器による二酸化炭素濃度の計測

- 適切な換気ができているかの確認するため、二酸化炭素濃度を指標とする方法がある。
- 学校環境衛生基準では、1500ppm 以下であることが規定されている。
- 温度・湿度が確保されつつ適切な換気を行われているかを定期的に確認する
- 昼食時には換気を強化するなど、児童生徒の活動の態様に応じた換気をする。
 - ※ 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会では、マスクを伴わない飲食を前提としている飲食店の場合には、1000ppm 以下が望ましいとされている。

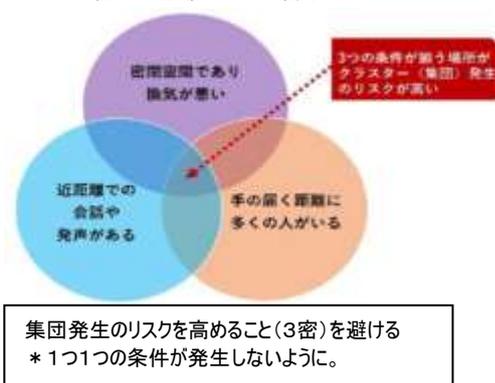
(イ) 多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離の確保

※ 1 mを目安に最大限の間隔をとること。マスクの着用と換気の徹底を組み合わせる行うこと。

- a 不必要な身体接触を避ける
(握手や手つなぎ、ハイタッチ等)
- b 並び方や座席の配置等を工夫
- c 学年集会などにおいても、身体的距離を確保する
(広いスペースが確保できる場所)

(ウ) 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- a 昼食時は、対面にならないようにする
- b 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法(左側通行など)を定める
- c 来校者に対しては、密接場面とならないよう工夫する



ウ 手洗いの徹底

流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

(ア) 手洗いのタイミング

⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食（昼食）の前後、咳やくしゃみ、鼻をかんだとき、掃除の後、共有の物を触ったとき 等

(イ) 手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない

(ウ) 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いる。

（基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。）

※ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりするような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(3) 重症化リスクの高い児童生徒等への対応

ア 医療的ケアを必要とする、又は基礎疾患等がある児童生徒等

(ア) 医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。その際、学校での受け入れ態勢も含め、学校医にも相談する。

(イ) 基礎疾患等がある児童生徒等

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行う。

イ 登校すべきでないと判断された場合の出欠の取扱い

主治医等の見解により、登校すべきでないと判断された場合、「非常変災等児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

2 校内の環境衛生管理

【保健体育課①】

(1) 清掃・消毒

学校生活の中で消毒によりウイルスをすべて死滅させることは困難であるため、一時的な消毒の効果を期待するよりも、清掃により清潔な空間を保ち、健康的な生活により児童生徒等の抵抗力を高め、手洗いを徹底することの方が重要である。下記の「ア 普段の清掃・消毒のポイントについて」を参考としつつ、過度な消毒とならないよう通常の清掃活動の中にポイントを絞って消毒の効果を取り入れるようにする。

ア 普段の清掃・消毒のポイントについて

(ア) 清掃用具の劣化や衛生状態及び適切な道具がそろっているかを確認するとともに、使用する家庭用洗剤や消毒液については新型コロナウイルスに対する有効性と使用方法を確認する。

(イ) 床は、通常の清掃活動の範囲で対応し、特別な消毒作業の必要はない。

※ 特別支援学校等で、児童生徒を床やカーペットに寝かせる必要がある場合などは、日常の清掃に加え、必要に応じて入念な清掃・消毒を行うことも考えられる。

(ウ) 机、椅子についても、特別な消毒作業は必要ない。

※ 衛生環境を良好に保つ観点から、清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことも考えられる。

(エ) 大勢がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は1日に1回、水拭きした後、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。

また、机、椅子と同じく、清掃活動において、家庭用洗剤を用いた拭き掃除を行うことでこれに代替することも可能である。なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。

(オ) トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃し、特別な消毒作業の必要はない。

(カ) 器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用の都度消毒を行うのではなく、使用前後に手洗いをを行う。

イ 消毒の方法等について

(ア) 物の表面の消毒には、消毒用エタノール、家庭用洗剤（新型コロナウイルスに対する有効性が認められた界面活性剤を含むもの）0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液、一定の条件を満たした次亜塩素酸水や亜塩素酸水を使用する。それぞれ、経済産業省や厚生労働省等が公表している資料や製品の取扱説明書等をもとに、新型コロナウイルスに対する有効性や使用方法を確認して使用する。

- (イ) 消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らない。
- (ウ) 換気を十分に行う。
- (エ) 人がいる環境に、消毒や除菌効果を謳う商品を空間噴霧しない。

ウ 感染者が発生した場合の消毒について

- (ア) 児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所及び学校薬剤師等と連携して消毒を行う。

その際、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品（当該感染者が高頻度で触った物品）を消毒用エタノール、0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離塩素濃度 25ppm(25mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液により消毒するようにする。

- (イ) トイレについては、消毒用エタノール、0.1%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液又は遊離残留塩素濃度 100ppm(100mg/L)以上の亜塩素酸水消毒液を使用して消毒する。
- (ウ) 特別な場合を除き、業者を入れて施設全体の消毒を行う必要はない。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) P28 ③清掃・消毒 参照

(2) 校舎内のゾーニング

- ア 廊下や階段における接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定めること。
- イ 検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施し、検温及び健康観察を行う場所は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- ウ 体調不良者の使用するトイレは、専用とすることが望ましい。

◆保健室について

- 保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員の対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- 専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーテーションで区切る・入口を分けるなどして対応を行う（ゾーニング）。
- 健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

(3) 来校者への対応

ア 来校者に対しては、必ず窓口である事務室で氏名や来校時間、連絡先等を記入させること。

イ 来校者の待機場所は、身体的距離を確保できるよう工夫をすること。

ウ 主に事務室の対応となるため、次に示す例を参考に検討すること。

◆事務室の工夫例

- 飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。
- 事務職員はマスク着用で対応する。
- 来校者が利用できるよう、窓口に手指用消毒液を用意する。
- 窓口カウンターを、定期的に消毒する。 等

3 組織体制の整備

【保健体育課①】

(1) 教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておくこと。

(2) 学校医及び学校薬剤師と連携した体制を整えること。

Ⅱ やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対するICT活用等による学習指導について

1 非常時におけるICT活用

【ICT教育推進課・高校教育指導課①②・特別支援教育課】

もし、感染再拡大が起きた場合でも、学習を維持したまま円滑に学びが継続できるよう、日頃より、授業においてSTアカウントを活用したICT活用を実践することが重要である。

ICTを活用したオンライン学習の形態については、以下のような分類が考えられる。

(1) 同時双方向型

Google meet や Zoom 等、テレビ会議システムを用いて動画や音声、テキストによるリアルタイムでのやり取りを行う学習。

(2) 双方向型

Google Classroom 等、統合型学習アプリを用いて課題の配信や提出、アンケートへの回答など文字を中心としたやり取りを行う学習。

(3) 動画配信型

YouTube など動画サイトにアップロードされた学習動画を視聴して課題等に取り組む学習。

(4) 配信型

学校ホームページや電子メール等で配信された課題に取り組む学習。

2 ICTを活用したオンライン学習等

【ICT教育推進課・高校教育指導課①②・特別支援教育課】

やむを得ず学校に登校できない児童生徒に対しては、オンラインによる朝の会、健康観察、健康相談、教育相談など生徒と会話する機会を確保したり、Zoom などウェブ会議システムを活用した同時双方向型の学習指導を行ったりするなど、児童生徒とコミュニケーションを絶やさず学びを止めない取組が重要である。

(1) 学習の著しい遅れが生じないように配慮すること。例えば、Google Classroom や Zoom などを活用した学習指導など、オンライン学習を積極的に取り入れること。

(2) オンラインを活用した学習指導を行う際は、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握を行うことが重要であること。詳細は、別添の令和4年4月1日付け3文科初第2700号「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について（通知）」及び令和3年3月30日付け教高指第2355-1号「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない生徒の学習指導について（通知）」を参照すること。

- (3) ICTを活用したオンライン学習については、地域や学校、児童生徒の実情を踏まえながら、対応策を具体的に検討し、実施すること。
- (4) 家庭の事情等により特に配慮を要する児童生徒に対しては、令和2年8月11日付け事務連絡「県立学校のICT環境整備について(通知)」で整備したLTEタブレットを貸し出したり、特別に登校させたりするなど柔軟に対応すること。

3 指導要録上の取扱い

【高校教育指導課①・特別支援教育課】

新型コロナウイルス感染症を含む感染症や災害の発生等の非常時の臨時休業や出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない生徒について、以下の方法によるオンラインを活用した学習の指導(オンラインを活用した特例の授業)を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常時にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成する。

その際、オンラインを活用した特例の授業の参加日数を指導要録の「出欠の記録」の「備考」に転記すること。

- 同時双方向型のオンラインを活用した学習指導
- 課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導(オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む)

Ⅲ－１ 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）

1 登下校

【高校教育指導課①】

- (1) 公共交通機関を利用する際、マスクを着用し、会話を控えるよう指導すること。
- (2) 登下校後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うよう指導すること。
- (3) 家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導や、交通安全指導の実施を検討すること。
- (4) 登下校時は飲食等をせずに速やかに移動するよう指導すること。

2 各教科等の指導

【高校教育指導課①③・保健体育課②】

(1) 全体に関する内容

- ア グループや少人数等による話し合い活動は、感染防止対策を徹底し、必ずマスクを着用させるとともに、一定の距離を保つなどの工夫を行うこと。
- イ 屋内で活動する際には換気を徹底すること。
- ウ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒したり、使用する前後で手洗いを徹底するよう指導すること。
- エ 外部の専門家等による講義などについては、実施形態や実施時期を考慮するとともに、講師の健康状態の把握や感染防止対策を行うこと。
- オ 各教科等の指導については、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動の実施について、慎重に検討すること。

(2) 個別の教科・科目実施上の留意点

ア 理科：実験

- (ア) 生徒が密集することがないようにすること。
- (イ) マスクの着用や、実験前後の手洗いを徹底すること。

イ 家庭：調理実習

- (ア) 衛生管理を徹底し、生徒が密集することがないようにすること。
- (イ) マスクの着用や、手指及び調理器具のアルコール消毒を適切に実施すること。
- (ウ) 試食は対面にならないように配置すること。

ウ 音楽：歌唱や管楽器の演奏

- (ア) 身体的距離を確保し、向かい合う配置は避けること。
- (イ) 歌唱の際はマスクの着用を徹底すること。
- (ウ) 楽器や楽譜、プリント類の共有を避けること。

◇令和2年12月10日付け教保体999-1号及び12月11日付け教保体第1020号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」

エ 保健体育：

- (ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。
- (イ) 生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。
- (ウ) 生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。
- (エ) 「生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」、「生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動」等、感染リスクが高いと考えられる運動の実施について、感染状況を踏まえつつ慎重に検討すること。

- (オ) 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。
- (カ) 可能な限り屋外での学習とする。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。
- (キ) 領域ごとの指導内容については、感染状況に応じて、感染リスクの低い活動から実施したり、感染リスクの高い活動は見合わせたりする等の対応を行うこと。
- (ク) 体育の授業において、運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じること。また、運動活動以外の際は、可能な限りマスクを着用すること。
- (ケ) 生徒自身が感染防止の観点からマスクを着用することに対して、否定しないこと。その際であっても、生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止に留意すること。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) 参照

- (コ) 水泳については、生徒の健康と安全を第一に考えて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクへの対策を講じるとともに、事故防止を徹底すること。
- (サ) 水泳の授業については、生徒の健康状態を把握し、体調がすぐれない生徒の水泳授業への参加は見合わせる。授業を見学する生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。

◇令和3年4月12日付け教保体第97号「学校の水泳授業における感染症対策について（通知）」を参照

- (シ) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。
- (ス) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。また、感染症に関する授業において、生徒自身に学校の実状等を踏まえた約束事づくり等ができるように、内容の工夫を検討すること。
- (セ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない生徒については、無理に行わせず、役割や課題を与える等の指導を行い、適切に評価すること。実技を行わないことのみをもって、評価や評定が不利になるような取扱いをしないこと。

(3) 専門教科等実施上の留意点

【高校教育指導課③】

ア 専門教科等においては、実習等が比較的多いことから、そうした実習等を行う場合は、換気や衛生管理を適切に行い、多くの生徒が密集しないように配慮すること。

イ 食品製造実習については、健康観察や換気及びマスクの着用、機器の消毒等の衛生管理、生徒間の距離を保つなどの対策を徹底すること。

【参 考】

「新型コロナウイルス感染者発生時の対応・業務継続に関するガイドライン」

(農林水産省ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

(4) 学習評価

ア 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、生徒が家庭等で取り組んだプリントやICTを活用した学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映できるよう工夫すること。

イ 各学期の評価

臨時休業等により登校できない期間の家庭学習や登校再開後の学習の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価すること。

(5) 各学年の課程の修了及び卒業の認定等

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった生徒について、単位の履修と修得、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

(6) 新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについて

ア ワクチン接種を受ける場合

課業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録するなど、欠席としないなどの柔軟な取扱いをすること。

なお、一部の時間（午前や午後等）のみ登校し、接種する場合は、指導要録上、遅刻や早退としないなどの柔軟な取扱いをすること。

イ 副反応が出た場合

(ア) 発熱等の風邪症状が見られる場合

副反応であるかに関わらず、発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく「出席停止」の措置をとること。

(イ) 発熱等の風邪症状以外があった場合

生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断すること。

※ この取扱いについては、新型コロナワクチン接種に限り、インフルエンザ等の他のワクチン接種については、適用しない。

(7) 臨時休業における「授業日数」の考え方について

ア 学校の全部を休業した場合（学校閉鎖）：授業日数に含めない。

イ 学年の全部を休業した場合（学年閉鎖）：授業日数に含めない。

ウ 学年の一部を休業した場合（学級閉鎖）：授業日数に含まれ、該当の学級に所属する生徒については「出席停止・忌引き等」の日数として記録する。

3 昼食 【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 食事前後の流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 飛沫が飛び散らないような座席の配置（対面にならない等）を指導すること。
- (3) 配膳・食事中は会話を控えるよう指導すること。
- (4) 食事後の歓談の際は、必ずマスクを着用すること。
- (5) 食堂等の衛生管理を徹底すること。

4 休み時間・放課後 【高校教育指導課①・保健体育課①】

- (1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
- (2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。
- (3) 外から教室に入るときやトイレの後などに流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (4) 会話をする際は一定の距離を保ち、互いの体が接触するような行動は行わせない。

5 図書館 【高校教育指導課①】

- (1) 利用前後には、流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫し、密集させないよう配慮すること。

6 清掃活動（I－2参照） 【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 換気の良い状況で、マスクをした上で行うこと。
- (2) 短時間で終了できるように工夫すること。
- (3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。
- (4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、生徒には清掃させないこと。

7 学校行事

【高校教育指導課①・保健体育課②】

学校行事やそれに関するLHR指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。ただし、「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。

なお、各学校行事を計画する際は、実施時期や開催方法等について、目的や感染拡大防止の観点を踏まえた上で計画すること。また、今後の感染状況等により急な変更や中止をせざるを得ない場合があることを想定しておくこと。

(1) 全校集会や学年集会等

複数の学年の生徒が一堂に集まって行う各種集会・行事等の実施にあたっては、換気の徹底、身体的距離の確保、近距離での会話や発声などの密接場面を作らない、時間を短くする等、感染防止対策を徹底すること。

(2) 文化祭

ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。

イ 「一般公開」は実施しない。ただし、在校生の保護者等に対する公開は可能とする。なお、公開の有無やその範囲（人数）、把握方法、入場方法及び健康観察（検温）方法等については、感染防止の観点を踏まえ各学校の実態に応じて判断すること。

ウ 個々の企画においても、感染防止対策を徹底すること。なお、換気が保てず、身体的距離が確保できない性質の企画は実施しないこと。

エ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、発熱や咳等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合は登校しないよう徹底すること。

オ 昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。

カ 調理を伴う飲食物を他の生徒等に提供することは実施しないこと。

キ 袋入りの食品や飲料等の販売については、例えば、マスク及び手袋の着用、飲食スペースの座席の間隔、パーテーション、消毒、マスク会食、換気の徹底、手洗い場所の確保など、感染防止対策を徹底すること。

(3) 体育祭等

ア 感染拡大防止の観点から、実施時期、内容、方法等を検討すること。

イ 「一般公開」は実施しない。ただし、在校生の保護者等に対する公開は可能とする。なお、公開の有無やその範囲（人数）、把握方法、入場方法及び健康観察（検温）方法等については、感染防止の観点を踏まえ各学校の実態に応じて判断すること。

ウ 熱中症の恐れがある場合や運動時を除き、可能な限りマスクを着用しての活動となるように内容を工夫する。

- エ 練習や準備の段階から**重点取組を含む**感染防止対策及び熱中症対策を徹底すること。
- オ 生徒の健康観察・体調確認を実施し、発熱**や咳等**の風邪症状がある生徒が参加しないよう徹底すること。
- カ **昼食の時間や場所を適切に確保するなど、休憩・飲食等における感染防止対策を徹底すること。**

(4) 芸術鑑賞会等

- ア 感染防止対策を徹底した上で実施すること。
- イ 学校外の会場を使用する場合は、使用する会場の管理者と十分に協議すること。また、参加人数等については県の対処方針の基準に従うこと。

(5) 遠足など、泊を伴わない校外行事

実施する場合には、行事の目的、目的地等の**感染**状況、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

(6) 修学旅行（国内）など、泊を伴う校外行事（ただし、部活動等を除く）

実施の可否については、以下の点を踏まえ、旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、キャンセル料等の保護者負担に配慮した上で、学校において適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の十分な理解に努めること。

- 目的地等の**感染**状況や**感染防止対策**
- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等
- 実施時期

ア 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

特に、食事等の感染リスクが高い場面は十分留意すること。

イ 現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

ウ 校外行事を実施する際の留意点（遠足、修学旅行など）

(ア) 実施前の健康観察を徹底すること。（例：Google classroomを活用する 等）

(イ) 実施計画における感染防止対策を徹底すること。

（例：複数回の検温、食事 等）

(ウ) 実施中・実施前後に陽性者が確認された場合、速やかに県へ報告すること。

(エ) 陽性者や濃厚接触者が確認された場合の対応について、旅行先や契約業者としっかり連携するとともに、学校の対応策（マニュアル）を作成し、教職員で共通理解を図ること。

(7) 修学旅行（国外）、海外派遣研修、海外交流機関の受入など

実施期間に、下記の4つの条件のうち1つでも該当する場合は渡航を中止すること。

ア 派遣先、交流先である国や地域において、日本からの渡航者・日本人に対する入国禁止措置が取られている。

イ 派遣先、交流先である国や地域において、入国後の行動制限措置が取られている。

ウ 派遣先、交流先におけるプログラムにおいて、感染症対策が万全に講じられているとは認められない。

エ 再入国時に、日本国内において待機期間に**休業日が含まれる**。

なお、詳細は**令和4年2月15日付け教高指第2349号**「生徒の海外派遣研修等・留学・海外交流機関の受入に係る対応について（通知）」を参照すること。

8 部活動

【保健体育課②・高校教育指導課①】

(1) 基本的な考え方

コロナ禍の中での活動であるということを念頭に置き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行うものとする。

(2) 具体的な進め方

ア 活動日数及び1日当たりの活動時間等

(ア) 「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。

(イ) 部活動における感染拡大を防止し、日々の活動及び大会への参加の機会を守ることを重要であることを踏まえ、「体調不良者の参加禁止の徹底」、「活動場所の換気の徹底」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」について、重点的に取り組む。

(ウ) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止する。

(エ) 各地域の感染状況等を踏まえ、活動内容や時間等の計画を慎重に検討する。

イ 校外活動や対外試合等

(ア) 練習試合等は各地域の感染状況等を踏まえ、最小限の学校数に限定する。

(イ) 県内及び県境をまたぐ活動は、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長が実施の可否を慎重に判断する。

(ウ) 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、各種団体等が主催する大会やコンクール等への出場については、校長が参加の可否を判断する。

(エ) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」を参照し、PCR検査等の受検について配慮する。

ウ 泊を伴う活動

泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の感染状況や感染防止対策を踏まえ、校長が実施の可否を判断する。

(3) 日常的な活動

ア 活動計画等

(ア) 顧問は、コロナ禍における活動として、必要性を十分考慮した上で、各中央競技団体及び各連盟のガイドライン等を遵守して計画を立て、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動する。

(イ) 管理職は、計画を確認し、適切に指導する。

(ウ) 生徒本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。

(エ) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整える。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。)

イ 感染防止対策・事故防止の徹底

(ア) 「体調不良者の参加禁止」、「活動場所の換気」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」(以下、「重点取組」という。)を徹底する。

(イ) 健康観察を徹底するとともに、体調不良者の活動参加禁止を徹底する。
また、家庭内に体調不良者(未診断の発熱等)がいる場合にも、活動への参加を禁止すること。

(ウ) 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを、各学校の感染防止対策の強化に活用する。

保健体育課ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>

(エ) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底する。

(オ) 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合は、換気を十分に行いながらの使用を徹底する。

(カ) 活動場所の換気や飛沫感染防止策を徹底する。特に屋内運動競技での感染事例が多いことを踏まえ、サーキュレータ等を活用し、常時又は定期的な換気を徹底する。

(キ) 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。

また、運動以外の際は、可能な限りマスクを着用する。

(ク) 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。

(ケ) 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。

(コ) 感染症防止に加え、熱中症等による事故防止のために気象情報を積極的に入手することや、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い場合は活動を中止する等、対策を徹底する。

(サ) 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。

(4) 公式大会等参加への対応について

オミクロン株が主流である間における公式大会等への参加については、令和4年4月15日付け教保体第119号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応について(通知)」及び令和4年4月15日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応に関するQ&A」のとおりとする。

9 身体測定・健康診断

【保健体育課①】

◇文部科学省ホームページ「教育活動に関する実施等に関するQ&A [令和4年2月24日更新]」 ①学校における感染症対策に関すること 問3 参照

- (1) 児童生徒の定期的健康診断（以下、「健康診断」という。）は、毎学年、6月30日までに実施することとされている（学校保健安全法施行規則第5条）。
令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。
- (2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。
- (4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。

※ 体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

- (5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 生徒及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施する。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒する。（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照）

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

- ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
- ・ 事前に生徒、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
- ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
- ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
- ・ 生徒の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
- ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

- ・ 生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

- ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。
- ・ 会場の換気を十分に行う。

10 学校説明会等の中高連携

【高校教育指導課②】

- (1) 「3つの密」を避けるため、必要な対策を取るとともに、学校説明会を工夫して実施すること。また、中学校訪問に当たっては感染防止上の観点から縮減又は中止を検討すること。なお、出前授業の実施については、**感染防止等の観点から、慎重に判断すること。**
- (2) 参加者には、事前の健康観察など十分な感染症予防を依頼した上で実施すること。
- (3) 学校説明会に参加できなかった保護者・受検生に対して、学校の概要が伝わるよう、オンラインの活用や、ホームページでの情報発信を工夫すること。
- (4) 各県立高校の学校説明会等の一覧を県立総合教育センターホームページに掲載する。中止や日程等に変更がある場合は、高校教育指導課学びの改革担当 (a6760-03@pref.saitama.lg.jp) まで連絡すること。

始業時刻の繰り下げを行った場合は、学習の遅れが生じないように丁寧に対応すること。また、県立特別支援学校の職業学科及び高校内分校以外の県立特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域や学校の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。

イ 公共交通機関を利用する際、マスクを着用し、会話を控えるよう指導すること。

ウ 登下校後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うよう指導すること。

エ 家庭、地域、関係機関（警察、最寄り駅等）に対し、例えば通学時に周囲の物に触れる機会が多い視覚障害などの障害特性について情報提供を行うなどこれら関係機関等と連携・協力した登下校指導や、必要に応じて交通安全指導の実施を検討する。

オ 登下校時は飲食等をせずに速やかに移動するよう指導すること。

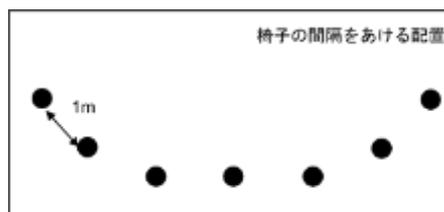
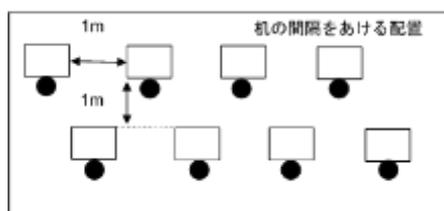
2 各教科等の指導

(1) 全体に関する内容

ア 教員と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導などについて、実施の可否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

イ 教室での身体的距離の確保

(ア) 下の図を参考に可能な限り1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を工夫する。



(イ) 身体的距離を保てる人数での活動を基本とし、グループ等の活動においてもできる限りの少人数での活動とする。その他、密集や近距離での活動にならないよう配慮する。

ウ 可能な限り、常時2方向の窓を開放する。休み時間や放課後には、教室や廊下等の窓を開放し十分な換気を行う。エアコン使用時も状況に応じて適宜換気を行う。

エ 教員・児童生徒は、障害の状況に応じて可能な限りマスクまたはフェイスシールドを着用する。指導上着用が困難な場合には、例えば透明なビニールや衝立などの活用を検討する。

オ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底させる。

カ 外部人材を活用する際には、検温や風邪症状など体調に関する健康の把握や感染防止対策を行うこと。

キ 各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点から、リスクの高い学習活動を行わないなど、単元の内容や順序を一部変更して行うなど工夫すること。

(2) 個別の教科等

ア 生活単元学習及び家庭等における調理実習について

実施にあたっては、飛沫が飛ぶことを防ぐ、一定の距離を保つ、長時間の密集状態を避ける、共用の教材・教具の使用前後の適切な消毒や手洗い、試食は可能な限り対面にならないようにするなど感染症対策を講じること。

イ 音楽における歌唱や管楽器演奏について

実施にあたっては、飛沫が飛ぶことを防ぐ、近距離にならないよう一定の距

離を保つ、向かい合わないよう配置する、長時間の密集状態を避ける、楽器や楽譜などの共用は避けると共に使用前後の適切な消毒や手洗いの実施、換気など感染症対策を講じること。

◇令和2年12月9日付け教保体第999号「学校における感染防止対策の更なる徹底について（通知）」

◇令和2年12月11日付け教保体第1020号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校において合唱等を行う場面での新型コロナウイルス感染症対策の徹底について（通知）」
ウ 保健体育について

(ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

(イ) 児童生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

(ウ) 児童生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

(エ) 「児童生徒同士が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」、「**生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動**」等、感染リスクが高いと考えられる運動の実施について慎重に検討すること。

(オ) 児童生徒同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動について、適宜見直すこと。

(カ) 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること。

(キ) 可能な限り屋外での学習とする。ただし、気温が高い日などは、熱中症に注意すること。体育館など屋内で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うとともに、特に呼気が激しくなるような運動は控えること。

(ク) 領域ごとの指導内容については、感染状況に応じて、資料を参考に感染リスクの低い活動から実施したり、感染リスクの高い活動は見合わせる等の対応を行うこと。

◇令和2年5月20日付け教保体第236号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」

◇令和2年10月8日付け教保体第776号「今年度の体育における学習活動の取扱いについて」

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) 参照

◇令和3年3月30日付け教保体第1427号「コロナ禍における体育、**保健体育**の教師用資料について」

(ケ) 体育の授業において、運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、児童生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じること。また、運動活動以外の際や呼気が激しくならない軽度な運動の際は、可能な限りマスクを着用すること。

(コ) 児童生徒自身が感染防止の観点からマスクを着用することに対して、否定

しないこと。その際であっても、児童生徒の体調の変化に注意し、必要に応じて他の児童生徒との距離を十分に確保して、マスクを外して休憩するよう指導するなど、感染症対策を講じながら事故防止に留意すること。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について（通知）」を参照

◇令和3年9月29日付け事務連絡「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」

(サ) プール指導を実施する際については、児童生徒の健康と安全を第一に考えて、密集・密接の場面を避けるなど、感染リスクへの対策を講じるとともに、事故防止を徹底すること。

(シ) 水泳の授業については、児童生徒の健康状態を把握し、体調がすぐれない児童生徒の水泳授業への参加は見合わせる。授業を見学する児童生徒については、気温が高い日などは、熱中症にならないよう、日陰で見学させたり、必要に応じてマスクを外し、他の児童生徒との距離を2m以上確保したりするよう指導すること。

◇令和3年4月12日付け教保体第97号「学校の水泳授業における感染症対策について（通知）」を参照

(ス) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

(セ) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。また、感染症に関する授業において、生徒自身に学校の実状等を踏まえた約束事づくり等ができるように、内容の工夫を検討すること。

(ソ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない生徒については、無理に行わず、役割や課題を与える等の指導を行い、適切に評価すること。実技を行わないことのみをもって、評価や評定が不利になるような取扱いはしないこと。

エ 専門教科及び作業学習

食品加工や清掃等の実習を実施する場合、感染症対策を講じた上で、衛生管理を徹底して実施する。また、外部の方を対象とした校内カフェ等を実施する場合は、感染症対策を十分行い、その内容について例えば掲示するなどの周知をした上で実施すること。

オ 自立活動

近距離での会話や発声等が必要な指導場面でマスクが使用できない場合や、教員と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う等の柔軟な対応を図る。

(3) 学部や学年閉鎖等を想定した準備

臨時休業等が行われることも想定し、各学校の状況や児童生徒の障害の状況を踏まえて、事前に児童生徒の家庭における学習を保障するための準備を整えること。

ア 家庭と連携し学習課題の配布等の手段を確認しておく。

イ 個別の指導計画等を踏まえた学習課題を作成する。

ウ これまで配信した動画を見直したり新規に作成したりするなど、学校と家庭との双方での活用を意識し、教材の充実を図る。その際、総合教育センターの「学びの準備体操」を積極的に活用する。

エ 特定の分掌や個人に過度な負担がかからないよう、組織的に役割を分担する。

(4) 新型コロナウイルスワクチンの接種に伴う出欠等の取扱いについて

ア ワクチン接種を受ける場合

授業日に接種せざるを得ない理由があると認められる場合は、指導要録上「出席停止・忌引き等の日数」として記録するなど、欠席としないなどの柔軟な取り扱いをすること。

なお、一部の時間（午前や午後等）のみ登校し、接種する場合は、指導要録上、遅刻や早退の扱いとしないなどの柔軟な取扱いをすること。

イ 副反応が出た場合

(ア) 発熱等の風邪症状が見られる場合

副反応であるかに関わらず、発熱等の風邪の症状が見られるときには、学校保健安全法第19条の規定に基づく「出席停止」の措置をとること。

(イ) 発熱等の風邪症状以外があった場合

児童生徒や保護者から状況を聴取し、校長において適切に判断すること。

※ この取扱いについては、新型コロナウイルスワクチン接種に限り、インフルエンザ等の他のワクチン接種については、適用しない。

◇令和3年10月11日付け教特第379号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における指導要録の『出欠の記録』における記載事項の取扱いについて（通知）」

3 給食

(1) 給食時の感染予防の徹底

- ア 食堂・ランチルームで一堂に食事をすることは避け、教室等で食事をする。
- イ 座席は対面にならないよう配置を工夫する。
- ウ 食事指導は、児童生徒の正面ではなく横から行うようにする。児童生徒の実態によりやむを得ず対面な配置となる場合は、フェイスシールドやエプロン、使い捨て手袋を活用するなど、飛沫による感染予防のための措置を講じること。
- エ 教員による配膳を行うことを基本とするが、児童生徒が配膳を行う場合は、感染症対策を十分講じると共に保護者の理解を得た上で実施すること。
- オ 配膳を行う児童生徒及び教職員は、健康面、衛生面において、給食当番活動が可能であるかを事前に確認する。
- カ 可能な限り会話を控えるよう指導する。
- キ 食事前後の手洗い指導を徹底する。

(2) 今後、学年閉鎖や一部臨時休業になった場合は、児童生徒数の変動により食料量が変動するため業者への連絡について、遺漏のないようにすること。

(3) 調理従事者の健康管理や、調理場の衛生管理を徹底する。

4 休み時間・放課後

- (1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
- (2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かないよう指導すること。
- (3) 外から教室に入るときやトイレの後などに手洗いを徹底させること。

5 清掃活動 (I-2 参照)

- (1) 換気の良い状況で、マスクをした上で行うこと。
- (2) 短時間で終了できるように工夫すること。
- (3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。
- (4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、児童生徒には清掃させないこと。

6 進路指導

産業現場等における実習の実施にあたっては、徹底した感染防止対策を講じた上で、実習先や保護者の意向を十分に考慮し、計画を立てること。保護者に対しては、事前の説明を丁寧に行い、意向を十分に踏まえた上で実施すること。

◇令和3年8月2日付け事務連絡「令和3年度8月以降における「産業現場等における実習」の実施について

7 学校行事

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事は児童生徒にとって重要であることから、学習活動上必要な学校行事の実施については以下のことを踏まえて検討すること。

(1) 文化祭・運動会

ア 実施する場合は、「3つの密」を避けるよう実施内容や方法を工夫すること。

イ 不特定多数が来場する「一般公開」は実施しないこと。

ウ 在校生の保護者等に対する公開の有無やその範囲（人数）については、各学校で判断すること。

なお、保護者等に対する公開をする際は、来場者の把握方法や入場方法、健康観察方法（検温）等を、各学校において感染防止の観点から適切に定めること。

エ 準備日を含め、感染防止対策を徹底すること。また、児童生徒に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合や家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合は登校しないよう徹底すること。

(2) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

実施の可否については、以下の点を踏まえ、旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、キャンセル料等の保護者負担に配慮した上で、学校において適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の十分な理解に努めること。

- 目的地等の感染状況や感染防止対策
- 現地の医療体制等
- 児童生徒の心情等
- 実施時期

ア 実施を検討する際は、「旅行関係業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会等作成）等を参考に、関係機関と十分な打ち合わせを行うこと。

イ 現時点でキャンセル料の予算措置の見込みはないので留意すること。

ウ 実施する際の留意点

(ア) 家庭と協力し実施前も含めた健康観察を徹底すること。

(イ) 実施計画における感染防止対策を徹底すること。

(例：複数回の検温、食事 等)

(ウ) 実施中・実施後に陽性者が確認された場合、速やかに県への報告をすること。

(エ) 陽性者や濃厚接触者が確認された場合の対応について、旅行先や契約業者と連携を密にするとともに、学校の対応策（マニュアル）を作成し、保護者

及び教職員で共通理解を図ること。

- ◇令和2年10月15日付け事務連絡「修学旅行等の学校業におけるバスの利用について」
- ◇令和3年4月2日付け事務連絡「令和3年度における修学旅行等の実施に向けた配慮について」

(3) 社会体験学習など、泊を伴わない校外行事

実施する場合には、行事の目的、目的地の感染状況、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

8 訪問教育

- (1) 呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高いことから、保護者と十分に相談し、地域の感染状況や、主治医の見解を保護者に確認し、児童生徒の状態等に基づき個別に実施について判断のうえ、感染症予防対策を十分行った上で実施すること。
- (2) 訪問すべきでないとは判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

9 医療的ケア

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高い者も含まれていることから、主治医の見解を保護者に確認の上、地域の感染状況を踏まえ、個別に登校の判断をする。
- (2) 児童生徒の状況を確認すると共に保護者との共通理解を図りながら、医療的ケアを段階的に進めていく。
- (3) 登校すべきでないとは判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

◇令和2年12月9日付け事務連絡「医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校における留意事項について(改訂版)」参照

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) 参照 p43 参照

10 寄宿舎の指導

- (1) 寄宿舎内での活動の3密な状況を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備(アルコール消毒液など)の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用などにより環境衛生管理を徹底する。
- (2) 十分な睡眠がとれるようにし、朝夕の検温等の健康観察を行うなど健康管理を徹底する。

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) 参照 p78 参照

11 教育支援プラン

個々の児童生徒の学習状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行い作成すること。作成にあたっては保護者との面談や日常的な情報交換を通して十分な連携を図ること。また、保護者との面談について、双方向通信等のICTを活用した実施方法の工夫も検討すること。

12 支援籍、交流及び共同学習

- (1) 支援籍の実施にあたっては、市町村毎に状況が異なることにも十分留意し、計画を作成すること。また、双方向通信等のICTを活用した実施方法の工夫も検討すること。
- (2) 交流及び共同学習の実施にあたっては、支援籍と同様に対応する。

◇文部科学省ホームページ「教育活動に関する実施等に関するQ&A[令和4年2月24日更新]」 ①学校における感染症対策に関すること 問3 参照

- (1) 児童生徒の定期的健康診断（以下、「健康診断」という。）は、毎学年、6月30日までに実施することとされている（学校保健安全法施行規則第5条）。令和4年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって当該期日までに健康診断を実施することができない場合は、当該年度末日までの間に、可能な限りすみやかに実施すること。
- (2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。
- (4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- ※ 体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。
- (5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒。（日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」から）

◆ 健康診断実施例

○ 事前の準備

- ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
- ・ 事前に児童生徒等、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
- ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
- ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
- ・ 児童生徒等の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
- ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

○ 健診当日

- ・ 児童生徒等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。

○ 事後の対応

- ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。

1 4 部活動

(1) 基本的な考え方

コロナ禍の中での活動であるということを念頭に置き、感染・事故防止の対策を徹底した上で、生徒の安心・安全の確保を最優先とした活動を行うものとする。

(2) 具体的な進め方

ア 活動日数及び1日当たりの活動時間等

(ア)「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」及び各学校の方針に基づく活動とする。

(イ) 部活動における感染拡大を防止し、日々の活動及び大会への参加の機会を守ることを重要であることを踏まえ、「体調不良者の参加禁止の徹底」、「活動場所の換気の徹底」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」について、重点的に取り組む。

(ウ) 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、原則1週間活動を停止する。

(エ) 各地域の感染状況等を踏まえ、活動内容や時間等の計画を慎重に検討する。

イ 校外活動や対外試合等

(ア) 練習試合等は各地域の感染状況等を踏まえ、最小限の学校数に限定する。

(イ) 県内及び県境をまたぐ活動は、感染拡大防止の観点を踏まえ、校長が実施の可否を慎重に判断する。

(ウ) 生徒や教職員の感染拡大防止を優先し、各種団体等が主催する大会やコンクール等への出場については、校長が参加の可否を判断する。

(エ) 県外の大会等に参加する場合は、令和4年1月27日付け教保体第1611号「部活動の大会等に出場する場合のPCR検査等の受検について（通知）」を参照し、PCR検査等の受検について配慮する。

ウ 泊を伴う活動

泊を伴う活動は、遠隔地で開催される全国大会（コンクール）等に出場するために、大会前日に現地に到着していなければ準備が間に合わない状況などのやむを得ない場合のみとし、目的地の感染状況や感染防止対策を踏まえ、校長が実施の可否を判断する。

(3) 日常的な活動

ア 活動計画等

(ア) 顧問は、コロナ禍における活動として、必要性を十分考慮した上で、各中央競技団体及び各連盟のガイドライン等を遵守して計画を立て、生徒や保護者等に対して、丁寧な説明や対応を行い、理解を得た上で活動する。

(イ) 管理職は、計画を確認し、適切に指導する。

(ウ) 生徒本人や同居の家族に体調不良がある者の活動参加禁止を徹底する。

(エ) 感染への不安等から活動への参加をためらう生徒に対して、安心して参加しない選択ができる環境を整える。(参加を強制することや、参加しない生徒が不利になるような不適切な対応は、絶対に行わないこと。)

イ 感染防止対策・事故防止の徹底

(ア) 「体調不良者の参加禁止」、「活動場所の換気」、「感染対策なしでの会話・飲食等の禁止」(以下、「重点取組」という。)を徹底する。

(イ) 健康観察を徹底するとともに、体調不良者の活動参加禁止を徹底する。
また、家庭内に体調不良者(未診断の発熱等)がいる場合にも、活動への参加を禁止すること。

(ウ) 専門家による学校訪問の結果やアドバイスを、各学校の感染防止対策の強化に活用する。

保健体育課ホームページ：

<https://www.pref.saitama.lg.jp/f2211/kansenshou.html>

(エ) 更衣場面、休憩場面、活動前後、登下校時等における感染防止対策を徹底する。

(オ) 部室の使用は原則禁止とし、更衣や道具の出し入れ等やむを得ない場合は、換気を十分に行いながらの使用を徹底する。

(カ) 活動場所の換気や飛沫感染防止策を徹底する。特に屋内運動競技での感染事例が多いことを踏まえ、サーキュレータ等を活用し、常時又は定期的な換気を徹底する。

(キ) 運動時は身体へのリスクを考慮して、マスクの着用は必要ない。ただし、生徒の間隔を十分に確保するなどの対策を講じる。

また、運動以外の際は、可能な限りマスクを着用する。

(ク) 体育館等を使用する場合の部の入れ替えについては、生徒の集合時間等を考慮し、生徒の入れ替えの時間を十分に確保する。

(ケ) 活動終了後は、寄り道せずに速やかに帰宅することを徹底する。

(コ) 感染症防止に加え、熱中症等による事故防止のために気象情報を積極的に入手することや、気温・湿度や暑さ指数(WBGT)が高い場合は活動を中止する等、対策を徹底する。

(サ) 事故防止や感染防止の対策を講じられない場合は、活動を行わない。

(4) 公式大会等参加への対応について

オミクロン株が主流である間における公式大会等への参加については、令和4年4月15日付け教保体第119号「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応について(通知)」及び令和4年4月15日付け事務連絡「オミクロン株が主流である間の部活動における公式大会等参加への対応に関するQ&A」のとおりとする。

15 学校公開

地域の感染状況等を踏まえて実施について検討すること。実施する場合には、参加者に事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意する。また、双方向通信等のICTの活用による実施方法の工夫も検討すること。

16 就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

来年度の就学・転学・入学に関する説明会を計画する際には、複数回に分散するなど工夫により3密な状況が生じないようにする。また、参加者には事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意した上で実施し、就学等に必要な情報が本人及び保護者に対し適切に提供されるよう配慮する。また、他校や関係機関との情報共有等が必要な場合は、例えば**双方向通信等**のICTを活用するなどして情報連携に努める。

IV 進路指導（進学・就職）について（高等学校）

1 共通の留意点

【高校教育指導課②③】

- (1) 個別指導を行い生徒個々の進路実現に努めること。
登校できない生徒に対しても、個別指導によるきめ細かな進路指導を継続すること。
- (2) 「進路の手引き」等を活用し、個々に応じた丁寧な指導を行うこと。
- (3) 個別指導においては、「3つの密」を避けるよう留意すること。
- (4) インターネットを活用した情報発信が多く行われている実態を踏まえ、インターネット環境のない家庭に対しては、学校所有の端末を利用させるなど、適切に対応すること。

2 進学指導の留意点

【高校教育指導課②】

- (1) 各大学等のオープンキャンパス等について、情報収集と生徒への情報発信を適切に行うこと。
- (2) オンラインによる個人面接などICTの活用等が必要な場合、通信の不具合があった場合に備えて大学へ連絡する手順を定めるなど、適切に対応すること。
- (3) 今後新たな情報が入り次第、速やかに各学校へ通知する。

3 就職指導の留意点

【高校教育指導課③】

- (1) **令和5年3月**高等学校卒業予定者における就職試験の日程は次のとおりである。

ア 企業による学校への求人申し込み及び学校訪問開始	7月 1日
イ 学校から企業への生徒の応募書類提出開始	9月 5日
ウ 企業による選考開始及び採用内定開始	9月16日
- (2) 新型コロナウイルス感染症の陽性者や濃厚接触者においては、採用選考等について、日程変更も含め、柔軟な対応を取るよう、事業所と密に連絡を図ること。
- (3) 求人票に係る指導の際には、厚生労働省「高卒就職情報WEB提供サービス」を積極的に活用すること。
- (4) 就職内定取消のおそれがあった場合、速やかに各ハローワーク及び高校教育指導課に連絡すること。
- (5) 就職未内定の生徒には、ハローワークと積極的に連携を図り、一人一人の状況に応じた丁寧な指導を行うこと。
- (6) 内定を得ずに卒業した卒業生に対しても引き続き連絡を取り、ハローワーク等の関係機関につなげること。
- (7) 関係機関から就職に関わる情報が入り次第、速やかに各学校に通知する。各学校においても、各企業等の訪問や採用に関する情報収集に努め、周知すること。
- (8) 就職指導にあたっては、**令和4年2月14日**付け事務連絡「**令和4年度**就職指導にあたって」を参考とすること。

V 心のケア等に関することについて

1 心のケア

【生徒指導課】

(1) 児童生徒等の理解・心のケア

コロナ禍における感染拡大の傾向が懸念されるなか、感染防止対策を徹底しながら学校生活を継続していく中において、児童生徒等はさまざまな不安やストレスを抱え、問題行動が顕在化している可能性がある。引き続き教職員が**児童生徒等の健康観察等に取り組むとともに**、気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活が送れるよう取り組むこと。

また、引き続きオンラインツールを効果的に活用するなど、児童生徒等の悩みや相談に対して継続した支援を行うこと。

・「オンラインを活用した教育相談について～今後の臨時休業に備え、さらなる教育相談体制の充実を～」(リーフレット)

(2) 自殺予防への取組

コロナ禍における未曾有の状況下で、児童生徒等の心理的な不安は今後も継続していくことが予測される。そのような中で、心理的な不安から自殺者が増加するような状況は避けなければならない。

児童生徒等が自殺を考える原因は学校生活だけではなく、先の見えにくい状況のなか、将来に対する心理的な不安、さらに家庭問題や異性問題など、様々な要因が存在すると考えられる。児童生徒等一人一人の状況を把握するとともに、日頃から校内における相談体制や教職員相互での情報共有体制の構築、家庭との協力により、連携した児童生徒等の見守りがさらに重要になる。

配慮を要する児童生徒等を再確認の上、校内組織体制を整備するとともに、引き続き、学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて児童生徒等の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行うこと。

(3) 児童生徒等の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図りつつ、児童生徒等を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認すること。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒等が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒等の家庭との連携を図り、登校時の受け入れ体制を再確認すること。

なお、不登校等児童生徒等への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応するとともに、児童生徒の状況把握及び学校復帰に向けた支援においては、オンラインツールを効果的に活用するなどして、継続的に行うこと。

(4) 相談窓口

コロナ禍という未曾有の状況下において、児童生徒等はさまざまな不安・ストレスを抱えていることが懸念される。児童生徒等が学校や保護者に直接相談しづらい悩みや不安もあることから、学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒等の心のケアに配慮すること。

- ・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）
～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～
- ・困ったときの相談窓口（県HP）
(URL) <https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>
- ・SNS教育相談（埼玉県教育委員会）
(URL) <https://lin.ee/03SvfNZx>

- ◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を確認し、資料等を参照
- ◇令和2年5月28日付け教生指第93号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」
- ◇令和2年6月25日付け教生指第138号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和2年8月18日付け教生指第233号「令和2年度自殺予防週間の実施について（通知）」
- ◇令和2年8月27日付け事務連絡「生徒の自殺予防に係る取組について」
- ◇令和2年9月24日付け教生指第290号「オンラインを活用した教育相談について（通知）」
- ◇令和2年10月23日付け教生指第351号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和2年12月7日付け教生指第448号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和2年12月10日付け教生指第461号「『児童生徒のメンタルヘルス』の理解のための講義動画の配信について（通知）」
- ◇令和3年3月3日付け教生指第629号「児童生徒の自殺予防について（通知）」
- ◇令和3年4月2日付け教生指第22号「児童生徒の自殺予防について（通知）」
- ◇令和3年4月19日付け教生指第66号「まん延防止等重点措置適用に関する児童生徒への適切な指導について（通知）」
- ◇令和3年7月1日付け教生指第255号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和3年7月14日付け教生指第289号「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」審議のまとめについて（通知）」
適切な指導について（通知）」
- ◇令和3年8月2日付け教生指第329号「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」

- ◇令和3年8月20日付け教生指第348号「夏季休業の終了に伴う児童生徒の自殺予防に係る取組および令和3年度「自殺予防週間」の実施について（通知）」
- ◇令和3年8月30日付け教生指第372号「長期休業明けにおける自殺予防について（通知）」
- ◇令和3年12月6日付け教生指第569号「児童生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」
- ◇令和3年12月22日付け教生指第616号「児童生徒や学生等に向けた自殺予防に係る年始の文部科学大臣のメッセージについて（通知）」
- ◇令和4年3月2日付け教生指第747号「児童生徒の自殺予防について（通知）」
- ◇令和4年3月16日付け事務連絡「新年度に向けた自殺予防に係る児童生徒や学生等への文部科学大臣メッセージについて」

2 陽性者、濃厚接触者、新型コロナワクチン未接種者に対する偏見や差別、いじめ 【生徒指導課・人権教育課①】

(1) 陽性者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ

陽性者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。

各学校においては、令和2年8月28日付け教人第99号「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒の発達の段階に応じて適切に指導する。偏見や差別に対する児童生徒の認識等、クラスの実態を踏まえ、必要に応じて道徳や特別活動、ホームルーム活動の一部を利用し、人権感覚育成プログラム（県のHPでダウンロード可能）等を活用した指導の充実をとおして、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることがないように取り組むこと。

<活用いただきたい人権感覚育成プログラムのページの例>

- ・人権感覚育成プログラム（学校教育編）P. 103～P. 108 「シールで仲間」
- ・同 P. 145～P. 152 「少数派の気持ちは？」
- ・人権感覚育成プログラム（学校教育編）第2集
P. 222～P. 227 「安心クラスをつくろう」

※ それぞれのプログラムを活用するにあたり、「偏見や差別」というねらいを明確にして実践することが重要である。

新型コロナウイルス感染症の再拡大により身近な場所での感染の話を知ると、自分の周囲の人の感染を疑うようになってくることがある。自分も感染させられるかもしれないと不安が生まれ、人間が生き延びようとする自己防衛本能から他者への攻撃が始まることもある。これが偏見や差別につながる。

人権感覚を身に付け、人権への配慮や態度が行動に現れるよう人権教育の充実に努めること。

また、いじめが発生した場合には法に則った適切な対応が必要となる。教職員相互の協力のもと、速やかに組織として対応し、教職員個人で問題を抱え込むことがないようにすること。

◇令和2年8月28日付け教人第99号「新型コロナウイルス感染症による偏見や差別の防止に係る教育長メッセージの配布について」

◇令和3年2月18日「新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律」における差別的取扱い等の防止に関する規定による報告について（依頼）

◇令和3年9月16日付け教生指第392号「いじめ防止対策推進法にのっとり適切な対応の徹底について（通知）」

◇令和4年1月19日付け教生指第648号「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応の徹底について（通知）」

(2) 新型コロナワクチン未接種者に対する偏見や差別・いじめ

新型コロナウイルス対策として、ワクチンの接種が進んでおり、既に12歳以上の児童生徒への接種も行われている。

現在、国の方針では、学校での児童生徒への集団接種は行わないとの考え方が示されており、ワクチンは自治体で接種を受けることとなる。

ワクチン接種は強制ではなく、接種を受ける人の同意がある場合に限り接種が行われることになる。

周りの人などへの接種の強制や、様々な理由のために接種を受けていない人への偏見や差別、誹謗中傷などは決してあってはならないことである。

お互いに相手を思いやる気持ちを大切にすることを指導すること。

◇令和3年6月23日付け教保体第614-2号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を生徒に対して集団で実施することについての考え方及び留意点等について（通知）」

令和3年7月8日付け教保体第703号「7月12日以降の県立学校の対応について（通知）」

【添付資料2】新型コロナワクチン接種の正しい理解のために（生徒保護者向けチラシ）

(3) SNS上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼すること。

◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を参照し、内容の確認をする

◇令和2年5月28日付け教生指第93号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」

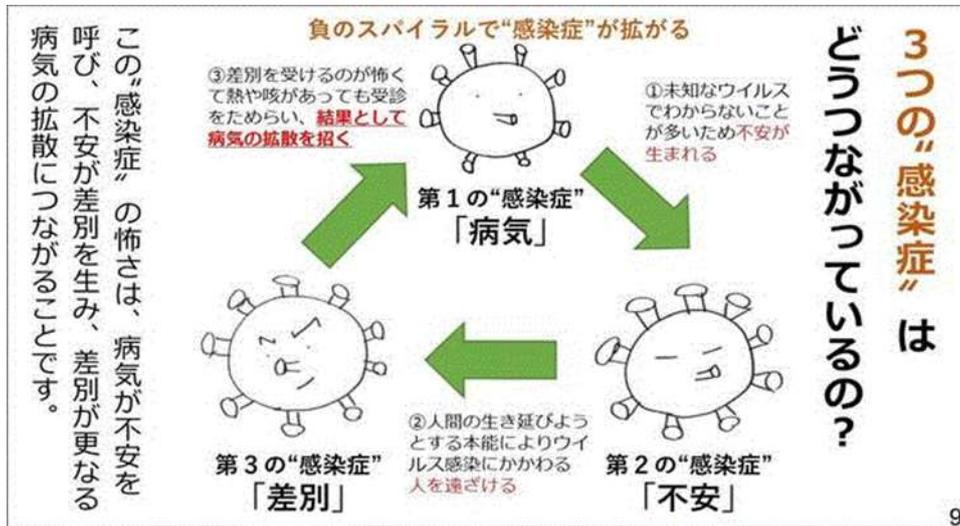
◇令和3年4月19日付け教生指第66号「まん延防止等重点措置適用に関する児童生徒への適切な指導について（通知）」

◇令和3年9月16日付け教生指第392号「いじめ防止対策推進法にのっとり適切な対応の徹底について（通知）」

◇令和3年9月24日付け教生指第412号「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応について（通知）」

◇令和4年1月19日付け教生指第648号「いじめ防止対策推進法等に基づくいじめに関する対応の徹底について（通知）」

※ 日本赤十字社が発行している「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」を参考にする。日本赤十字社のホームページでは20枚のスライドで「この感染症の怖さは、病気が不安を呼び、不安が差別を生み、差別が更なる病気の拡散につながることを示している。



出典：「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう！～負のスパイラルを断ち切るために～」
 (日本赤十字社新型コロナウイルス感染症対策本部 発行 2020年3月26日 初版)

※ 新型コロナウイルスに関連した差別や中傷を防ぐための啓発動画などを活用することも考えられる。詳しくは、文部科学省HP「新型コロナウイルス “差別・偏見をなくそう” プロジェクト」を確認されたい。

(URL) https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00122.html

3 児童虐待への対応

【人権教育課②】

児童虐待を受けたと思われる児童生徒を発見した場合には、人権教育課（企画・支援担当）まで報告・相談するとともに、事案の内容に鑑みて児童相談所等とも連携した迅速な対応をすること。

◇令和2年4月13日付け教人第6号「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」を参照

VI 教職員の勤務・サービス、健康管理について

1 教職員の勤務・サービス

【県立学校人事課】

次の通知を踏まえ、適切に対応すること。

- ◇令和2年3月4日付け教県第1042-1号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」
- ◇令和2年4月6日付け教県第29号「職員の体調不良時の対応の周知徹底について（通知）」
- ◇令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」
- ◇令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」
- ◇令和2年6月2日付け教県第190-1号「新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- ◇令和2年6月5日付け事務連絡「不祥事防止チェックリスト（教職員用）」
- ◇令和3年4月11日付け教県第46-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」
- ◇令和3年6月10日付け教県第281号「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を受ける場合等における職員の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- ◇令和4年1月7日付け教県第828号「職員の会食の際の留意事項等について（通知）」
- ◇令和4年2月1日付け教県第886-1号「『妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）』の一部変更について」
- ◇令和4年2月2日付け教県第647号「令和4年度以降の『新型コロナウイルス感染拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』一部改正について（通知）」
- ◇令和4年3月22日付け教県第1035号「まん延防止等重点措置期間終了後における教職員の取組について（通知）」
- ◇令和4年3月23日付け事務連絡「まん延防止等重点措置終了後の自宅勤務及び時差出勤について」
- ◇令和4年3月29日付け教県第995-1号「『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について（通知）」

※ 既に不要となった通知については、この一覧から削除している。

2 教職員の健康管理

【福利課・県立学校人事課】

(1) 朝夕の体温測定をするなど教職員の体調変化に注意し、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤するよう指導すること。

(2) 体調不良時の対応

ア 風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は、出勤の自粛を徹底させること。また、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で2日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡させること。

イ 風邪症状のある親族等と同居又は長時間の接触があった場合は、出勤を自粛させること。また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、風邪症状等がないことを確認してから出勤させること。

◇令和2年3月6日付け教県第1051-1号、1051-2号「職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）」を参照

ウ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅すること。

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問5を参照

(3) 心身の健康に関する相談がある場合には、福利課の保健師健康相談が活用できることを周知すること。

3 ワクチン接種について

【福利課・県立学校人事課】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンは、接種した人の発症を予防する効果だけでなく、感染を予防する効果を示唆するデータも報告されている。希望する教職員には、適切な機会を選び、可能な限り早期に接種するよう周知するとともに、各学校においては校内体制を整えるなど、希望する教職員が速やかに接種を受けることができるよう配慮すること。
- (2) ワクチン接種を受けることは強制ではなく、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、任意で行われるものである。他の人に接種を強制したり、ワクチン接種を受けていない人に対する偏見や差別をしたりすることがないようにすること。
- (3) ワクチン接種の際の服務について
 - ア 環境を整備する観点から、職員が接種等に要する時間について、校務の運営に支障のない範囲で職務専念義務を免除することができるものとする。
 - イ 医療機関が医療従事者と指定した職員がワクチン接種を希望する場合には、その業務遂行のために必要な行為として、職務に関するものと整理して差し支えない（職務命令）ものとする。
 - ウ 「予防接種との関連性が高いと認められる症状」としては、ワクチン接種に伴う副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含まれる。これらの症状により療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、当該療養のために必要な最小限度の期間において、職務専念義務を免除することができるものとする。

◇令和3年6月10日付け教県第282号「職員の新型コロナワクチン接種に係るサービスの取扱いについて（通知）」

- (4) 既にワクチンを接種した場合にも、先に述べた基本的な感染防止対策が必要であることを周知すること。

Ⅶ 家計が急変した世帯への修学支援について【財務課】

就業条件の変化等により家計が急変し、**収入が激減した場合**、申請により支援（入学料及び授業料の減免、埼玉県高等学校等奨学金、奨学のための給付金）の対象となる可能性があるため、保護者へ十分周知すること。

- ※ 埼玉県高等学校等奨学金及び奨学のための給付金の相談窓口（保護者向け）
048-822-5670
- ※ **入学料及び授業料の減免については、学校の事務室にご相談ください。**

Ⅷ 陽性者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について

【保健体育課①】

1 新型コロナウイルス陽性者発生時の対応

(1) 児童生徒等から学校への陽性報告

- ・陽性判明日、発症日、検査日、最終登校日等を確認する。
- ・当該児童生徒等については、出席停止等とする。

(2) 学校における調査

- ・陽性者の行動歴を整理し、学級及び部活動関係者の健康状態を確認する。
- ・学校において、学校医の助言等を参考としながら、以下のいずれかに該当する児童生徒等を「濃厚接触者相当の者」として特定する。濃厚接触者相当の者とは、原則として「学校で感染者と接触（感染者の感染可能期間（発症2日前～）の接触）があった者のうち、会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にしたもの等」であること。

(3) 出席停止及び部活動停止の判断

- ・濃厚接触者相当と特定した者の出席停止を指示する。
- ・陽性者が感染可能期間内に参加している場合などは、部活動の停止を指示する。
- ・同一部活動内で複数の陽性者が確認された場合などは、所属部員の出席停止を指示する。

(4) 保健体育課への報告

教育局（保健体育課）へ速やかに原則としてメールで報告する。

- I. メール (a6960-13@pref.saitama.lg.jp)
- II. 電話（緊急時や臨時休業の検討を伴う場合）
 - i. 勤務時間内（048-830-6963）
 - ii. 勤務時間外（別途案内している緊急連絡先：公用携帯2台）

(5) その他

- ・学校と教育局（保健体育課）は、保健所等と連携を図り、今後の学校の対応について速やかに検討する。
- ・各学校は、陽性者の行動歴や接触者の名簿等の資料を作成・提供するなど、保健所の調査に積極的に協力する。

- ◇ 令和4年3月30日付け教保体第1950号「新型コロナウイルス陽性者発生時の対応に係る変更事項について（通知）」
- ◇ 令和4年4月6日付け教高指導第50号「新年度における県立学校の対応について（通知）」

2 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

・児童生徒及び教職員の同居の家族の中に陽性者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。（出席停止）

なお、健康観察期間等が終了したことにより、途中から登校してきた場合については、生徒指導要録上、遅刻として記録しないなど、柔軟な取り扱いをすること。

3 学校保健安全法第19条に基づく出席停止を行った際の報告区分

○児童生徒が出席停止となった場合は、以下の表を参考にする。

事由	出席停止報告の区分
児童生徒自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童生徒自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童生徒自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者（未診断の発熱等）がいる場合の登校自粛	

※「保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合」については、I-1を参照すること。

4 臨時休業を検討する際の判断要件

学校保健安全法第20条により、感染症の予防上必要があるときの臨時の全部又は一部の休業は、設置者が行うことになる。その際、県では以下の要件を踏まえ、判断する。

- (1) 陽性者の学校内における活動の態様
- (2) 接触者の多寡
- (3) 地域における感染拡大の状況
- (4) 感染経路の明否
- (5) 学びの継続 等

◇「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) P65-P68 3. 臨時休業の判断について 参照

1 基本的事項

児童生徒や教職員（以下「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、校長は陽性者や濃厚接触者の出席停止又は出勤自粛（以下「出席停止等」という。）を指示する。

また、学校は陽性者の概要や学校内での活動状況を教育局（保健体育課）に報告し、教育局は保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、臨時休業の有無を判断する。

なお、臨時休業の種類は、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合など、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲にとどめるものとする。

2 児童生徒等の出席停止等

児童生徒等の出席停止期間については、保健所等の助言を踏まえ、教育局（保健体育課）と連携を図った上で校長が適切に判断する。また、濃厚接触者として特定された児童生徒等がPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除すること。

なお、陽性者との接触状況から感染リスクの高い活動が認められる児童生徒等については、保健所の調査結果を待たずに出席停止等とする場合がある。

3 学校の臨時休業

臨時休業は、保健所等からの助言や校長の所見を基に、以下の5点を踏まえ、教育委員会において判断する。

- ① 陽性者の学校内における活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域の感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否
- ⑤ 学びの継続

◇ 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」(2022.4.1 Ver.8) P65-P68 3. 臨時休業の判断について 参照

◇ 令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について(通知)」・令和4年4月6日付け教高指第50号「新年度における県立学校の対応について」

4 保護者への事前の周知

児童生徒の出席停止措置について、又は学校が臨時休業となる場合があることについて、事前に保護者に周知しておくこと。

併せて、児童生徒や家族が罹患した場合又は児童生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校への連絡をお願いしておくこと。

なお、周知する主な内容は、以下のとおり。

(1) 出席停止

ア 以下の場合、出席停止措置とすること。

(ア) 児童生徒が陽性者となったとき。

(イ) 児童生徒が陽性者の濃厚接触者に特定されたとき。

(ウ) 児童生徒が農耕接触者相当と特定されたとき。

(エ) 児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。

(オ) 家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

イ 出席停止の解除について

保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

(2) 臨時休業

児童生徒や教職員が陽性者となったとき、学校内での活動状況によっては、臨時休業となる場合があること。

(3) 個人情報の取扱い

陽性者に関する情報は、お知らせしない。ただし、陽性者との接触状況から保健所に濃厚接触者として特定される疑いが否定できない児童生徒がいる場合で、保健所の調査前であるときは、学校内の感染拡大を防止するため、陽性者や保護者の了解を得た上で、当該児童生徒及びその保護者に限り、お知らせする場合があること。

5 保健所による積極的疫学調査等が行われない場合の対応

上記に関わらず、保健所による積極的疫学調査並びに拡大PCR検査等が行われない場合には、令和3年8月30日付け教保体第942-1号で設定した目安を暫定的に適用すること。

◇ 令和3年8月30日付け教保体第942-1号「県立学校における当面の臨時休業等の目安について（通知）」

新型コロナウイルス濃厚接触者・陽性者発生時の対応(県立学校)

教育局県立学校部保健体育課 R3/9/1

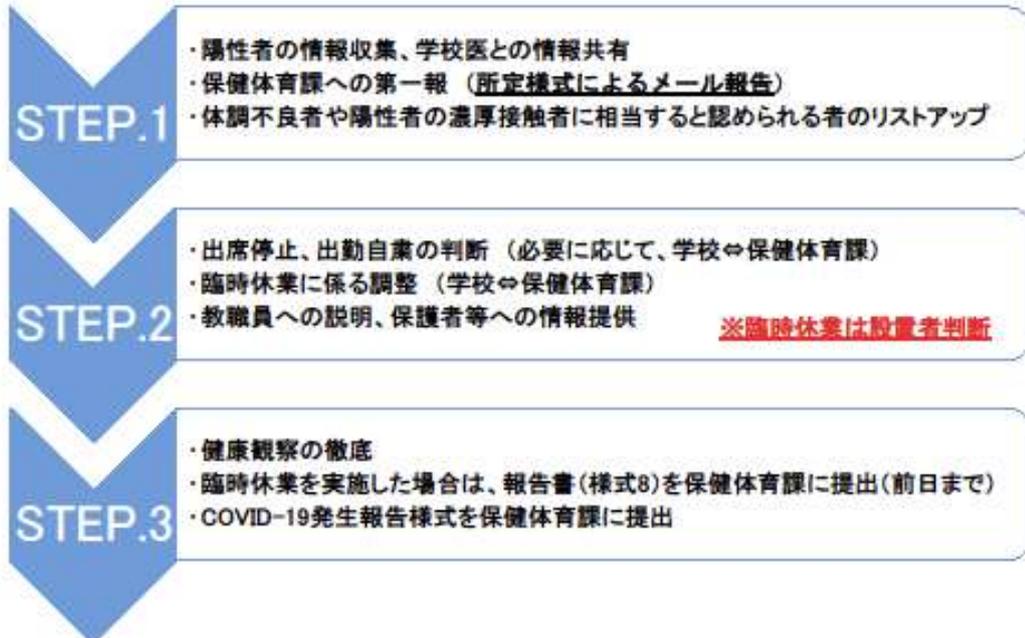
○ 濃厚接触者発生の場合



○ 陽性者発生の場合

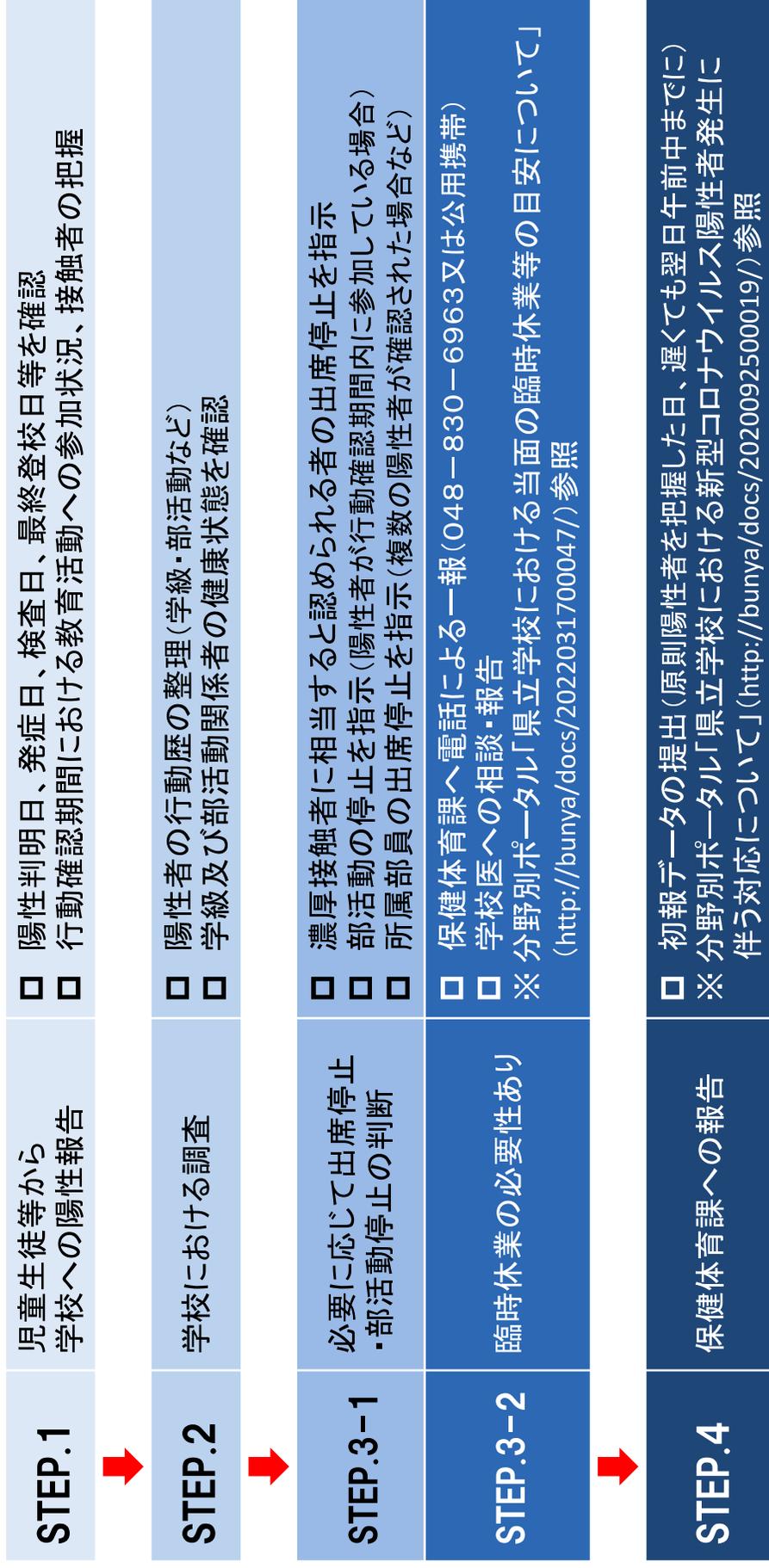


(対応手順)



※分野別ポータル「県立学校における新型コロナウイルス陽性者発生に伴う対応について」を参照 (<http://bunya/docs/2020092500019/>)

県立学校における陽性者発生時の対応フロー



担当一覧

【保健体育課】

- ① 担当 健康教育・学校安全担当
電話 048-830-6963
- ② 担当 学校体育担当
電話 048-830-6947

【高校教育指導課】

- ① 担当 教育課程担当
電話 048-830-7391
- ② 担当 学びの改革担当
電話 048-830-6773
- ③ 担当 産業教育・キャリア教育担当
電話 048-830-6772

【特別支援教育課】

- 担当 特別支援学校教育指導担当
電話 048-830-6886

【ICT教育推進課】

- 担当 ICT教育指導担当
電話 048-830-6625

【県立学校人事課】

- 担当 学事・働き方改革担当
電話 048-830-6735

【生徒指導課】

- 担当 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
電話 048-830-6908

【人権教育課】

- ① 担当 人権教育担当
電話 048-830-6892
- ② 担当 企画・支援担当
電話 048-830-6786

【福利課】

- 担当 健康づくり・メンタルヘルス担当
電話 048-830-6971

【財務課】

- 担当 授業料・奨学金担当
電話 048-830-6652